

## X 東京都内における化学合成農薬・化学肥料慣行使用基準

令和元年7月現在

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)	化学肥料 (窒素成分kg/10a)	備考
作物	水稲	普通	7	5	
	小麦	普通	3	5	
野菜	アイスプラント	春～冬まき	4	12	
	アシタバ	普通	3	40	
	アスパラガス	半促成長期どり	8	15	
	イチゴ	促成(施設)	31	30	
	ウド	促成・普通軟化 (根株養成含む)	8	16	
	エダマメ	早熟・普通	5	10	
	オクラ	普通	5	20	
	カボチャ	普通	2	15	
	カリフラワー	夏まき	12	20	
	キャベツ	春まき夏どり	15	25	
		夏まき秋冬どり	15	25	
		秋まき初夏どり	15	25	
	キュウリ	半促成(施設)	20	25	
		早熟・普通(露地)	18	25	
		抑制(施設)	18	20	
	コカブ	冬まき・春まき	6	15	
		夏まき・秋まき	10	15	
	ゴボウ	普通	5	12	
	コマツナ	春～秋まき(露地)	7	15	
		春～秋まき(施設)	7	7	
		冬まき(露地)	5	15	
		冬まき(施設)	5	7	
	サツマイモ	普通	10	3	
	サトイモ	普通	4	20	*1
	サヤインゲン	普通	10	10	
		抑制(施設)	5	10	
	サヤエンドウ	秋まき	3	10	
秋まき 島しよ		18	24	*2	
シシトウ	普通	7	18		
ジャガイモ	春作	4	15		
	秋作	5	20		
シュンギク	秋まき	3	14		
ショウガ	半促成・普通	10	15		
スイートコーン	早熟・普通	4	18		
スイカ	早熟	16	12		

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)	化学肥料 (窒素成分kg/10a)	備考
野	ズッキーニ	早熟・普通	8	13	
	ダイコン	春まき	8	15	
		夏まき・秋まき	8	20	
		冬まき	8	15	
	タマネギ	秋まき	5	17	
	チンゲンサイ	春まき・夏まき	4	9	
		秋まき・冬まき	4	13	
	トマト	促成(施設)	36	30	*3
		半促成(施設)	17	30	*3
		早熟・普通(露地)	17	25	*3
		抑制(施設)	17	15	*3
		小笠原(施設)	11	40	*3 *4
	ナス	早熟	39	40	
	ナバナ類	秋まき	3	22	
	ニガウリ	普通	3	11	
	ニンジン	春まき	8	20	
		夏まき	8	20	
	ニンニク	普通	6	15	
	ネギ	春まき	8	20	*5
		秋まき	9	20	
	ハクサイ	秋まき	11	16	
	葉ショウガ	半促成・普通	10	15	
	葉ダイコン	春まき	3	14	
秋まき		2	14		
ピーマン	早熟	13	20		
非結球レタス	春まき	5	16		
	夏まき	6	10		
	秋まき・冬まき	5	13		
ブロッコリー	春まき	10	25		
	夏まき	10	25		
ハウレンソウ	春～初秋まき	7	14		
	秋まき・冬まき	4	15		
ミズナ	春～秋まき	5	14		
	冬まき	4	8		
ミニトマト	促成(施設)	36	30	*3	
	半促成(施設)	17	30	*3	
	早熟・普通(露地)	17	25	*3	
	抑制(施設)	17	15	*3	
	小笠原(施設)	11	40	*3 *4	
モミジガサ	普通	0	0	*6	

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)	化学肥料 (窒素成分kg/10a)	備考
野菜	モロヘイヤ	早熟・普通	2	14	
	ヤマノイモ	普通	8	20	*7
	ラッカセイ	普通	0	5	*8
	ラッキョウ	普通(1年掘り)	3	20	
	ルッコラ	春まき・秋まき	8	14	
	菜	レタス	春まき・夏まき・秋まき	8	12
冬まき			2	20	
果樹	イチジク		10	16	
	ウメ		8	18	
	温州ミカン		13	25	
	カキ		10	14	
	キウイフルーツ		11	16	
	クリ		4	5	
	ナシ		36	30	
	ブドウ		21	8	
	ブルーベリー		4	10	
	パッションフルーツ	施設	5	20	
	ユズ		6	18	
	リンゴ		35	12	
	レモン	露地(島しょを除く)	12	20	*9
工作物	食用つばき(種子)		1	2	
	茶		12	45	

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)	化学肥料 (窒素成分kg/10a)	備考
野菜	トマト(養液栽培)	促成長期(施設)	34		*3 *10
	ミニトマト(養液栽培)	促成長期(施設)	34		*3 *10

(注) 化学合成農薬の使用回数は、有効成分の延べ回数、化学肥料は窒素成分(kg/10a)。

\*1: サトイモには、エビイモ、タケノコイモ、ヤツガシラを含む。

\*2: 島しょに限る。

\*3: トマト、ミニトマトに使用するトマトーンは、直接花房及び花へそれぞれ1回処理するものであるため、回数は他の農薬とは違い、生育期全体を通じて1回としてカウントすることとする。

\*4: 小笠原諸島に限る。

\*5: ネギには、九条ネギ、加賀タネギ、千住ネギ、ヤグラネギ、下仁田ネギ、リーキ、ワケネギを含む。

\*6: モミジガサの認証対象は栽培したものに限る。また、化学合成農薬及び化学肥料が栽培期間中不使用のものについてののみ認証する。

\*7: ヤマノイモには、ヤマトイモ、自然薯、丸イモ、ナガイモ、トックリイモ、イセイモ、イチョウイモ、ツクネイモ、ダイジョを含む。

\*8: ラッカセイは、化学合成農薬が栽培期間中不使用のものについてののみ認証する。

\*9: 島しょを除く地域に限る。

\*10: 養液栽培の認証基準に適合したものに限る。